

令和6年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。毎年申請手続きが必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続きが必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和6年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、令和6年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和6年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	—
非課税世帯（第1子）	122,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯（第2子）	143,700円		

申請時期・方法

申請希望者は6月20日（木）までに別紙「高校生等奨学給付金資料配付希望票」を事務室へ提出してください。

給付予定時期

令和6年9月～11月頃

申請書類の提出時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・学校の定める日までに書類提出できない場合、支給決定できませんので、提出期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和6年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

問合せ先

兵庫県立明石高等学校 事務室 078-911-4376（自動音声応答⑥）